



福岡医発第3013号（地）
令和3年2月25日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

人工呼吸器と組み合わせて使用する製品に関する自主点検等について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長及び同局医薬安全対策課長より、日本医師会を通じて別添のとおり連絡がありました。

厚生労働省は、本年1月より、人工呼吸器又はECMOを保有する医療機関を対象に人工呼吸器等の消耗品の無償配布を実施しております。

今般、挿管患者において痰を吸引する目的で使用される閉鎖式の気管支吸引用カテーテルを、人工呼吸器の回路と挿管カニューレ等の間に接続して使用した場合において、気管支吸引用カテーテルと挿管カニューレの接続が外れてリークが発生した際に、呼吸回路の外れた状態を知らせるための警報が発生しない事例が生じたことから、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課及び厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より各都道府県衛生主管部を通して、製造販売業者に対し自主点検等を行うよう通知が発出されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本事例におきましては、人工呼吸器の製造販売業者が当該人工呼吸器と併用する医療機器として指定していない気管支吸引用カテーテルを併用していましたが、臨床現場では、やむを得ず指定していない医療機器を併用せざるを得ない状況も考えられる旨申し添えます。

以上

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

(地 482) (法安 126)

令和 3 年 1 月 19 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
城守 国斗
宮川 政昭
(公印省略)

人工呼吸器と組み合わせて使用する製品に関する自主点検等について

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長、及び同局医薬安全対策課長より、標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知した旨、本会宛て連絡がありました。

人工呼吸器等消耗品につきましては、「新型コロナウイルス感染症の患者数増加に備えた人工呼吸器等消耗品の医療機関への無償配布について」を令和 2 年 12 月 15 日付（地 436）（健Ⅱ 374）（法安 105）をもって、発出したところです。

今般、挿管患者において痰を吸引する目的で使用される閉鎖式の気管支吸引用カテーテルを、人工呼吸器の回路と挿管カニューレ等の間に接続して使用した場合において、気管支吸引用カテーテルと挿管カニューレの接続が外れてリークが発生した際に、呼吸回路の外れた状態を知らせるための警報が発生しない事例が生じたとのことです。本事例におきましては、人工呼吸器の製造販売業者が当該人工呼吸器と併用する医療機器として指定していない気管支吸引用カテーテルを併用していましたが、臨床現場では、やむを得ず指定していない医療機器を併用せざるを得ない状況も考えられます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、管下会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。



事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 21 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

人工呼吸器と組み合わせて使用する製品に関する自主点検等について

標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、御了知願います。

薬生機審発 1221 第 1 号
薬生安発 1221 第 1 号
令和 2 年 12 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

人工呼吸器と組み合わせて使用する製品に関する自主点検等について

人工呼吸器の適正使用については、平成 13 年 3 月 27 日付け医薬発第 248 号「生命維持装置である人工呼吸器に関する医療事故防止対策について」並びに各製造販売業者が作成する添付文書及び取扱説明書により、その適正な使用に当たっての留意事項について周知されているところです。

今般、挿管患者において痰を吸引する目的で使用される閉鎖式の気管支吸引用カテーテルを、人工呼吸器の回路と挿管カニューレ等の間に接続して使用した場合において、気管支吸引用カテーテルと挿管カニューレの接続が外れてリークが発生した際に、呼吸回路の外れた状態を知らせるための警報が発生しない事例が生じました。本事例においては、人工呼吸器の製造販売業者が当該人工呼吸器と併用する医療機器として指定していない気管支吸引用カテーテルを併用していましたが、臨床現場では、やむを得ず指定していない医療機器を併用せざるを得ない状況も考えられます。

警報が発生しない場合、医療従事者が呼吸回路が外れた状態を早期に発見できない可能性が生じ、その結果として呼吸困難等により患者に重大な健康被害が発生するおそれがあります。

つきましては、貴管下の製造販売業者に対して、下記のとおり自主点検等を行うよう指導いただくようお願いいたします。

なお、本通知については、職能団体、独立行政法人医薬品医療機器総合機構及び各製造販売業者宛に周知していることを申し添えます。

記

1．対象について

人工呼吸器及び二相式気道陽圧ユニット（以下「人工呼吸器等」という。）を対象とする。

2．使用前点検に関する注意喚起について

人工呼吸器等の製造販売業者は、当該人工呼吸器等の添付文書に、医療従事者が、人工呼吸器等と呼吸回路を構成する製品を接続する場合に、製造販売業者が指定していない製品（Ｌ字コネクター、カテーテルマウント、気管支吸引用カテーテル、人工鼻等）をやむを得ず使用する場合は、回路が外れた際に音声による警報が発生することを使用前に必ず確認する旨の記載があることを確認すること。

記載がない場合は、添付文書の【使用上の注意】の[重要な基本的注意]の項に以下の内容を追記すること。

- ・本装置と接続することを指定していない製品を接続する必要が生じた場合は、患者に接続する前に、全てを接続した状態で回路外れがあった際の警報が発生することを必ず確認すること。
- ・本装置の使用状況に応じて経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）又は呼気終末二酸化炭素分圧（濃度）（EtCO₂）を警報機能付き生体情報モニタで連続的にモニタリングすること。

3．警報動作に関する注意喚起について

自社が製造販売する人工呼吸器等と併用する蓋然性の高い製品を接続して使用した場合に、回路が外れたことを検出する音声による警報が発生しない組合せが判明した場合は、製造販売業者が使用者への適切な情報提供を速やかに実施すること。

4．自主点検結果の報告について

上記２の対応状況については令和３年１月３１日まで、上記３に示す組合せが判明した場合は速やかに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療機器品質管理・安全対策部医療機器安全課に報告すること。

5．承認申請中の品目について

承認申請中の人工呼吸器等についても、当該申請者は、上記２で求める内容の追記を行う旨を、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の当該品目の審査担当者に申し出ること。